

## 総務常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 88 号 令和 7 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中		
2 款 総務費	1 項 総務管理費	5 目を除く
	2 項 徴税費	
	4 項 選挙費	
6 款 農林水産業費	1 項 農業費	11 目
9 款 消防費	全部	
10 款 教育費	1 項 教育総務費	1 目、2 目、3 目を除く
	3 項 中学校費	
	5 項 社会教育費	
	6 項 保健体育費	

○歳入 第 1 条中の歳入予算の補正及び第 3 条地方債の補正

議案第 93 号 八戸市学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 94 号 八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 95 号 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 97 号 八戸市博物館展示等リニューアル業務委託契約の締結について

議案第 100 号 学習者用コンピュータの買入れについて

議案第94号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

P F I 事業等事業者選定委員会を設置するためのものである。

2 改正の内容

(1) 八戸市附属機関設置条例

名称	担任する事務
P F I 事業等事業者選定委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく特定事業又はこれに類する事業における民間事業者の選定その他必要な事項の調査審議に関すること。

(2) 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

上記(1)の一部改正に伴い、委員の報酬及び費用弁償を定める別表を一部改正

3 施行期日 令和7年10月1日

## 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税に係る特定親族の所得控除の追加、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例の創設その他所要の改正をするためのものである。

### 2 改正の主な内容

#### 《個人市民税》

(1) 所得割の納税義務者が特定親族<sup>※1</sup>を有する場合、特定親族特別控除額<sup>※2</sup>を当該納税義務者の前年の総所得金額等から控除するもの

※1) 特定親族とは、所得割の納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（当該納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。

※2) 特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

#### 《市たばこ税》

(2) 加熱式たばこの課税方式について、現行では重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している方式<sup>\*</sup>を、重量のみに応じて紙巻たばこの本数に換算する方式に見直し、課税標準を次の方法により換算した本数とするもの

① 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ  
加熱式たばこの重量の0.35gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

② ①以外の加熱式たばこ  
加熱式たばこの重量の0.2gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

※) 現行の換算方式

$$\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの重量}}{0.4\text{g}} \times 0.5 + \frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売価格}}{\text{紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格}} \times 0.5$$

なお、激変緩和の観点から、市たばこ税に係る当該改正は次の2段階で実施する。

区 分	期 間	課税標準
第1段階	令和8年4月1日～	現行の換算方式×0.5+改正後の換算方式×0.5
第2段階	令和8年10月1日～	改正後の換算方式×1.0

## 《その他》

- (3) 公示送達について、市の定める掲示場への掲示のみにより行っている現行の方法から、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧可能とする状態に置く措置をとるとともに、市の定める掲示場に掲示し、又は市の事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することにより行う方法に変更するもの

## 3 施行期日

- (1) 個人市民税関係：令和8年1月1日
- (2) 市たばこ税関係：令和8年4月1日
- (3) 公示送達関係：地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日